

## 第56回 定時株主総会 招集ご通知

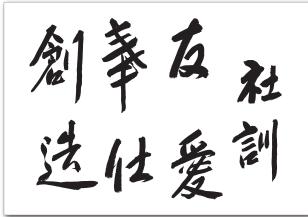
日時：平成28年6月17日（金） 午前10時（受付開始：午前9時）

場所：北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号  
リーガロイヤルホテル小倉 4階ロイヤルホール

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

### [議案]

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役に対する株式報酬制度の導入の件



企 業 理 念 知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します

企業スローガン **Maps to the Future**

経営ビジョン 情報を地図化する世界一の企業

## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

第56回定時株主総会を6月17日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

平成27年度は中長期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2020」の初年度として各種施策に取り組んでまいりました。

引き続き本計画の達成に向け、企業価値の持続的な向上を目指すべく邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、更なるご支援のほど宜しくお願い申し上げます。



平成28年5月  
代表取締役社長 高山善司

## 目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	26
連結計算書類	42
計算書類	45
連結計算書類に係る会計監査人の 会計監査報告	48
計算書類に係る会計監査人の 会計監査報告	49
監査役会の監査報告	50
議決権行使等についてのご案内	52
株主総会会場ご案内図	裏表紙

証券コード 9474  
平成28年5月27日

株 主 各 位

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

**株式会社 ゼンリン**

代表取締役社長 高山 善司

## 第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使いただくことができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使等についてのご案内」（52頁から53頁）をご確認のうえ、平成28年6月16日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 〔郵送による議決権行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

### 〔インターネットによる議決権行使〕

「インターネットによる議決権行使のご案内」（53頁）をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号  
リーガロイヤルホテル小倉 4階 ロイヤルホール  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
〔報告事項〕
  1. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## [決議事項]

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役に対する株式報酬制度の導入の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本株主総会終了後、引き続き株主懇談会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<http://www.zenrin.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
    - (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - (2) 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
    - (3) 連結計算書類の「連結注記事項」
    - (4) 計算書類の「個別注記事項」したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<http://www.zenrin.co.jp/soukai.html>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (5)剰余金の配当等に関する方針」(31頁)に記載の方針に則り、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、623,679,918円となります。

なお、中間配当金として1株につき金15円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金32円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月20日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の職務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化並びに意思決定を迅速にすることで、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るために、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。そのため監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条の変更を行うものであります。  
 なお、本変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な配当政策及び資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、当該規定と重複することになる現行定款第7条及び第45条の削除を行うものであります。  
 なお、本変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。
- (4) 当社の事業領域の多様化に対応するとともに、現状に即した事業目的とするため、現行定款第2条の変更を行うものであります。
- (5) その他上記の各変更及び削除に伴い、条数等の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

また、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 住宅地図、各種地図、 <u>図書等の企画出版及び販売</u> 2. ~14. (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 住宅地図、各種地図、 <u>地図関連商品等の企画、作成及び販売</u> 2. ~14. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第12条の2～第12条の4 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第12条の5 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</li> <li>③ 第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</li> <li>④ 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</li> </ol> <p>第12条の6～第12条の7 (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査等委員会 (削除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第11条の2～第11条の4 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第11条の5 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</li> <li>③ 第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</li> <li>④ 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</li> </ol> <p>第11条の6～第11条の7 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(その他の事項)</p> <p>第12条の8 当社は、第12条の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は12名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p style="text-align: center;">② (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(その他の事項)</p> <p>第11条の8 当社は、第11条の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</p> <p style="text-align: center;">② (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会はその決議により、取締役の中から取締役社長1名をおき、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第26条 取締役会の招集は各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。 ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</p> <p>第22条 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会はその決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名をおき、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第26条 取締役会の招集は各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。 ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)  <u>第30条</u> (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>金1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数及び選任方法)  <u>第31条</u> 当社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の予選の効力)  <u>第32条</u> 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)  <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  <u>第34条</u> 監査役会はその決議により常勤の監査役を1名以上選定する。</p>	<p>(取締役の責任免除)  <u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集手続)</u>  <u>第35条 監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。</u>  <u>ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>  <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第32条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u>  第33条 監査等委員会の招集は各監査等委員に対し、  会日の3日前までにその通知を発する。  ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数  が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  第35条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要  領及びその結果並びにその他法令で定める事項  を記載し、出席した監査等委員がこれに署名又  は記名押印する。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役  会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等  委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第43条 (条文省略)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>  第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第  1項各号に定める事項については、法令に別段  の定めがある場合を除き、取締役会の決議によ  り定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第44条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  (新設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当の支払)</u>  <u>第45条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>第46条</u> (条文省略)  (新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  ② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第42条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  1. 当社は、<u>第56回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2. 当社は、<u>第56回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、<u>同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況（出席率）
1	大迫 正男 <b>再任</b>	取締役会長	16/16回（100%）
2	高山 善司 <b>再任</b>	代表取締役社長	16/16回（100%）
3	網田 純也 <b>再任</b>	代表取締役副社長	15/16回（93%）
4	柏木 順 <b>再任</b>	常務取締役	16/16回（100%）
5	大迫 益男 <b>再任</b>	取締役	13/16回（81%）
6	清水 辰彦 <b>再任</b>	取締役	15/16回（93%）
7	塩次 喜代明 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	取締役	16/16回（100%）

- (注) 1. 平成27年度に開催された取締役会の出席状況を記載しております。  
なお、上記のほか、会社法第370条に基づく取締役会の書面決議を1回行ってあります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

1	おお さこ まさ お <b>大 迫 正 男</b> (昭和30年11月15日生)	再任 所有する当社の株式数：477,077株
	略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況 昭和54年 4月 ㈱善隣 (現当社) 入社 平成 4年 6月 当社取締役東京事務所長 平成 7年 6月 当社常務取締役兼大阪支社長 平成 9年 7月 当社顧問 平成11年 7月 当社執行役員社長室東京事務所部長 平成13年 4月 当社執行役員社長室部長 平成13年 6月 当社取締役副会長 平成18年 6月 当社代表取締役副会長 平成20年 4月 当社取締役副会長 平成23年 4月 当社取締役会長 (現任)	
<選任理由> 候補者は当社入社以来、長きにわたり経営の中核として渉外活動を担い、取締役副会長等を経て平成23年4月より取締役会長に就任しております。当社グループの経営陣として豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

2	たか やま ぜん し <b>高 山 善 司</b> (昭和37年4月24日生)	再任 所有する当社の株式数：6,000株
	略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況 昭和61年 4月 当社入社 平成16年 4月 当社営業本部副本部長 平成17年 4月 当社経営戦略室長 平成18年 4月 当社営業本部長 平成18年 6月 当社取締役営業本部長 平成20年 4月 当社代表取締役社長 (現任) 兼経営戦略室長 平成25年 4月 当社ZIP企画室長 平成28年 4月 当社総合企画室長 (現任)	
<選任理由> 候補者は当社入社以来、主に営業部門に携わり、営業本部長等を経て平成20年4月より代表取締役社長に就任しております。また、平成27年5月には中長期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2020」を策定し、その達成に向けてリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

3	あみ た じゅん や 網 田 純 や (昭和34年6月23日生)	再任 所有する当社の株式数：10,000株
	<p>略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>昭和59年 1月 当社入社  平成16年 4月 当社 I T S 事業本部長  平成16年 6月 当社取締役 I T S 事業本部長  平成17年 4月 当社常務取締役兼 I T S 事業本部長  平成18年 4月 当社常務取締役兼経営企画室・ I T S 関連事業担当  平成19年 4月 当社常務取締役兼制作本部長兼 I T S 関連事業担当  平成20年 4月 当社代表取締役副社長 (現任)  平成22年 4月 当社技術企画室長  平成22年 7月 当社情報システム室長</p>	
<p>&lt;選任理由&gt;</p> <p>候補者は当社入社以来、主に制作・開発部門に携わり、ITS事業本部長等を経て平成20年4月より代表取締役副社長に就任しております。また、技術企画室を担当するなど事業基盤である地図データベース開発に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

4	かしわ ぎ じゅん 柏 木 順 (昭和29年11月2日生)	再任 所有する当社の株式数：6,000株
	<p>略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>昭和52年 4月 ㈱西日本相互銀行 (現㈱西日本シティ銀行) 入行  平成12年 7月 当社出向  平成16年 4月 当社管理本部副本部長  平成16年11月 当社入社  平成17年 4月 当社社長室長  平成17年 6月 当社取締役社長室長  平成19年 4月 当社取締役管理本部副本部長  平成20年 4月 当社取締役管理本部長  平成21年 4月 当社取締役経営管理室長  平成22年 4月 当社常務取締役 (現任)  平成23年11月 当社監査室長  平成26年 4月 当社社長室長 (現任)</p>	
<p>&lt;選任理由&gt;</p> <p>候補者は当社入社以来、主に管理部門に携わり、社長室長等を経て平成22年4月より常務取締役に就任しております。経理財務・経営管理に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

5	おお さこ ます お 大 迫 益 男 (昭和28年7月30日生)	再任 所有する当社の株式数：604,716株
	略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	<p>昭和52年 4月 ㈱善隣（現当社）入社  昭和55年 3月 当社取締役  昭和61年 3月 当社常務取締役兼本社工場長  平成 3年 4月 当社専務取締役  平成 4年 6月 当社取締役（現任）</p>	
<重要な兼職の状況> ㈱ゼンリンプリンテックス取締役会長		
<選任理由> 候補者は当社入社以来、長きにわたり生産部門に携わり、本社工場長や専務取締役等を経て平成4年6月より取締役に就任しております。また、現在は㈱ゼンリンプリンテックスの取締役会長に就任しております。当社グループの経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

6	し みず たつ ひこ 清 水 辰 彦 (昭和39年1月20日生)	再任 所有する当社の株式数：5,900株
	略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	<p>昭和61年 4月 当社入社  平成12年 6月 ZENRIN USA,INC. 副社長  平成14年 4月 ㈱ゼンリンデータコム出向  平成14年 6月 同社取締役  平成15年 4月 同社転籍  平成15年 4月 同社取締役副社長  平成18年 6月 当社取締役（現任）</p>	
<重要な兼職の状況> ㈱ゼンリンデータコム代表取締役社長		
<選任理由> 候補者は当社入社以来、主に営業部門に携わり、ZENRIN USA,INC.副社長を経て、平成14年4月より㈱ゼンリンデータコムへ出向し、現在は同社の代表取締役社長に就任しております。また、平成18年6月より当社取締役に就任し、事業分野におけるグループシナジー強化に貢献してまいりました。当社グループの経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

7	しお づぐ き よ あき <b>塩次喜代明</b> (昭和22年10月8日生)	再任 社外 独立役員 所有する当社の株式数：0株 社外取締役在任期間：2年
	略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況 平成4年4月 松山大学経営学部教授 平成5年4月 九州大学経済学部教授 平成13年6月 (株)産学連携機構九州取締役 平成15年4月 九州大学産業マネジメント専攻長 (ビジネス・スクール長) 平成23年3月 九州大学名誉教授 平成23年4月 福岡女子大学国際文理学部教授 平成24年4月 福岡女子大学国際文理学部特命教授 (現任) 平成26年6月 当社社外取締役 (現任) <重要な兼職の状況> 福岡女子大学国際文理学部特命教授	
<選任理由> 候補者は平成26年6月より社外取締役に就任し、経営学の専門家として独立した立場より当社経営全般に対して助言・監督等を行っております。企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 <その他社外取締役に関する特記事項> ・当社は候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。 原案どおり候補者の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、当社は候補者との間で当該契約の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。 ・当社は候補者を、独立役員として東京証券取引所及び福岡証券取引所に届け出ております。		

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況（出席率）
1	稲葉 和彦 <span>新任</span>	監査役（常勤）	16/16回（100%）
2	辻 孝浩 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>	監査役	16/16回（100%）
3	磯田 直也 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>	監査役	12/12回（100%）

- (注) 1. 平成27年度に開催された取締役会の出席状況を記載しております。  
なお、上記のほか、会社法第370条に基づく取締役会の書面決議を1回行ってあります。
2. 磯田直也氏の取締役会への出席状況については、監査役就任後に開催された取締役会を対象として記載しております。
3. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

1	いな ば かず ひこ <b>稲 葉 和 彦</b> (昭和35年5月6日生)	新任 所有する当社の株式数：15,700株
	<p>略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>昭和59年 4月 ㈱三井工作所（現㈱三井ハイテック）入社          平成12年 8月 当社入社          平成17年 4月 当社管理本部副本部長兼経理部長          平成17年 6月 当社取締役管理本部副本部長兼経理部長          平成18年 4月 当社取締役管理本部長          平成19年 4月 当社取締役経営企画室長          平成20年 4月 当社取締役経営管理室長          平成21年 4月 当社取締役統合情報システム室長          平成22年 4月 当社取締役情報システム室長          平成22年 7月 当社取締役 I F R S プロジェクト担当          平成25年 4月 当社取締役          平成26年 6月 当社監査役（常勤）（現任）</p>	
<p>&lt;選任理由&gt;</p> <p>候補者は当社入社以来、主に経理部門に携わり、管理本部副本部長等を経て取締役に就任し、平成26年6月より監査役に就任しております。経理財務・経営管理に関する豊富な経験と知識により、監査等委員の職務を適切に遂行することが期待されることから、監査等委員である取締役候補者といいたしました。</p> <p>&lt;その他取締役に関する特記事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおり候補者の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。</li> </ul>		

2	つじ 辻	たか ひろ 孝 浩 (昭和42年3月30日生)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px 5px;">新任</span> <span style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px 5px;">社外</span> <span style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</span> </div> 所有する当社の株式数：200株 社外監査役在任期間：3年
			<p>略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>平成4年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所            平成9年3月 公認会計士登録            平成12年9月 (株)アタックス入社            平成16年4月 中央青山監査法人（みずず監査法人へ改称）入所            平成19年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所            平成22年9月 税理士登録            平成22年11月 辻会計事務所設立（現在）            平成25年6月 当社社外監査役（現任）            平成26年8月 (株)スリースターズ設立 代表取締役（現任）</p> <p>-----            &lt;重要な兼職の状況&gt;            辻会計事務所 公認会計士・税理士</p>
<p>&lt;選任理由&gt;</p> <p>候補者は平成25年6月より社外監査役に就任し、公認会計士・税理士として業務執行を行う経営陣から独立した立場で監査体制の充実に貢献してまいりました。会社財務・法務に関する豊富な経験と知識により、当社のコーポレート・ガバナンス強化並びに監査等委員の職務を適切に遂行することが期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>&lt;その他社外取締役に関する特記事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。原案どおり候補者の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、当社は候補者との間で当該契約の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。</li> <li>・当社は、候補者の選任が承認された場合は、独立役員として東京証券取引所及び福岡証券取引所に届け出る予定であります。</li> </ul>			

3	いそ だ なお や <b>磯 田 直 也</b> (昭和52年9月10日生)	新任 社外 独立役員 所有する当社の株式数：0株 社外監査役在任期間：1年
		<p>略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>平成16年10月 弁護士登録（東京弁護士会）          平成16年10月 ユアサハラ法律特許事務所入所（現在）          平成22年9月 Dorsey &amp; Whitney 法律事務所（ワシントン州シアトル）入所          平成23年6月 Dorsey &amp; Whitney 法律事務所（ワシントン州シアトル）退所          平成23年6月 ニューヨーク州弁護士登録          平成27年6月 当社社外監査役（現任）</p> <hr/> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;          ユアサハラ法律特許事務所 弁護士</p>
<p>&lt;選任理由&gt;</p> <p>候補者は平成27年6月より社外監査役に就任し、弁護士として業務執行を行う経営陣から独立した立場で監査体制の充実に貢献してまいりました。同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、企業法務に関する豊富な経験と知識により、当社のコーポレート・ガバナンス強化並びに監査等委員の職務を適切に遂行することが期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>&lt;その他社外取締役に関する特記事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社は候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。原案どおり候補者の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、当社は候補者との間で当該契約の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。</li> <li>当社は、候補者の選任が承認された場合は、独立役員として東京証券取引所及び福岡証券取引所に届け出る予定であります。</li> </ul>		

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

<p>しお つぐ き よ あき 塩 次 喜 代 明 (昭和22年10月8日生)</p>	<p><b>社外 独立役員</b>          所有する当社の株式数：0株          取締役会への出席状況：16/16回          社外取締役在任期間：2年</p>
	<p>略歴 地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>平成4年4月 松山大学経営学部教授          平成5年4月 九州大学経済学部教授          平成13年6月 株産学連携機構九州取締役          平成15年4月 九州大学産業マネジメント専攻長（ビジネス・スクール長）          平成23年3月 九州大学名誉教授          平成23年4月 福岡女子大学国際文理学部教授          平成24年4月 福岡女子大学国際文理学部特命教授（現任）          平成26年6月 当社社外取締役（現任）</p> <hr/> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;          福岡女子大学国際文理学部特命教授</p>
<p>&lt;選任理由&gt;          候補者は平成26年6月より社外取締役に就任し、経営学の専門家として独立した立場より当社経営全般に対して助言・監督等を行っております。企業経営に関する豊富な経験と知識により、当社のコーポレート・ガバナンス強化並びに監査等委員の職務を適切に遂行することが期待されることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>&lt;その他社外取締役に関する特記事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。</li> <li>・ 候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。</li> </ul>	

(注) 平成27年度に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

なお、上記のほか、会社法第370条に基づく取締役会の書面決議を1回行っております。

#### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成2年6月23日開催の第30回定時株主総会において、年額500百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額500百万円以内（うち社外取締役30百万円）といたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものといたします。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内といたしたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役に対する株式報酬制度の導入の件

### 1. 提案の理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役（以下、あわせて「取締役」といいます。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入したいと存じます。

本議案は、取締役の報酬と当社の中長期業績及び株式価値との連動性をより明確にし、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役であるもの）が中長期的な業績の向上と企業価値の拡大に貢献する意識を高めること、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役以外の取締役であるもの）及び監査等委員である取締役が、監査又は監督を通じた企業価値の拡大に貢献することを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」、及び第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」とは別枠で、取締役に対する株式報酬制度を導入したいと存じます。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、監査等委員である取締役以外の取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる監査等委員である取締役以外の取締役は7名（うち社外取締役1名）となり、第4号議案が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものといたします。

### 2. 本制度における報酬の額及び参考情報

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程（ただし、監査等委員である取締役に関する部分については、その制定及び改廃につき、監査等委員である取締役の協議による同意を得るものとします。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

(2) 本制度の対象者

監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役

(3) 当社が本信託に拠出する金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための株式取得資金として、200百万円（うち、監査等委員である取締役以外の取締役分として190百万円、監査等委員である取締役分として10百万円）を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として、200百万円（うち、監査等委員である取締役以外の取締役分として190百万円、監査等委員である取締役分として10百万円）を上限として本信託に追加拠出することといたします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内といたします。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、100千株を上限として取得するものいたします。

(5) 取締役に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役であるもの）に対しては、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを付与し、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役以外の取締役であるもの）及び監査等委員である取締役に対しては、役位により定まる数のポイントを付与いたします。

これは、現在の取締役への役員報酬支給水準、員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役が付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までには当該取締役に付与されたポイントを合計した数といたします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (6) 取締役に対する当社株式等の給付時期

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(5)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができるものといたします。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイント数に対応する当社株式の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けるものといたします。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

#### (7) 議決権の取り扱い

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。

#### (8) その他の内容

本制度の細目事項については、取締役会にて決議するものといたします(ただし、監査等委員である取締役に関する部分については、監査等委員である取締役の協議による同意を得るものとします。)

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国をはじめとするアジア新興国や資源国などの景気に減速感が見られたものの、政府や日銀の各種政策の効果もあり雇用・所得環境が向上し、企業収益も改善するなど、概ね緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、前第3四半期連結会計期間より新たに連結の範囲に含めた子会社の売上が加わったことなどにより、売上高54,970百万円（前年同期比2,683百万円増加、5.1%増）、営業利益3,038百万円（前年同期比649百万円増加、27.2%増）、経常利益3,427百万円（前年同期比676百万円増加、24.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,610百万円（前年同期比145百万円増加、10.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益で記載しております。

#### <地図データベース関連事業>

当社グループの主力事業であります地図データベース関連事業につきましては、ICT関連のスマートフォン向けサービスの有料会員数は減少傾向が続きましたが、住宅地図データベースを活用したGIS関連が堅調に推移したことに加え、自治体からの受託案件などにより売上が増加いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は46,140百万円（前年同期比1,421百万円増加、3.2%増）、セグメント利益は2,571百万円（前年同期比574百万円増加、28.8%増）となりました。

#### <一般印刷関連事業>

一般印刷関連事業の売上高は3,649百万円（前年同期比105百万円減少、2.8%減）、セグメント利益は82百万円（前年同期比5百万円増加、6.9%増）となりました。

<その他>

その他につきましては、前述の前第3四半期連結会計期間より新たに連結の範囲に含めたインシ  
ップ（同封・同梱）広告などを展開する子会社の影響などにより、売上高は5,179百万円（前年同  
期比1,367百万円増加、35.9%増）、セグメント利益は294百万円（前年同期比117百万円増加、  
66.3%増）となりました。

## (2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当社グループは、企業価値の持続的な向上を目指して、以下の点に重点を置いた設備投資を行っ  
ております。

- ・事業基盤である地図データベースの開発と整備
- ・様々な製品やサービスを提供するためのシステムの構築
- ・合理化や生産性の向上

当連結会計年度は、無形固定資産への投資額を含めて全体で5,575百万円の設備投資を実施いた  
しました。また、設備投資に必要な資金につきましては、自己資金に加えファイナンス・リースの  
活用により調達いたしました。

各セグメントにおける設備投資の内訳は、次のとおりであります。

<地図データベース関連事業>

地図の制作工程の合理化を図り、地図データベースの精度及び鮮度の向上のため、施設及び機器  
の増設に加え、各種データベース制作システムやソフトウェアプログラムへの開発投資などに  
5,278百万円の設備投資を実施いたしました。

<一般印刷関連事業>

一般印刷の生産性の向上のため、機械の改修などに265百万円の設備投資を実施いたしました。

<その他>

仕入商品の販売などの事業活動のため、32百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第53期	第54期	第55期	第56期
	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(当連結会計年度) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
売上高(百万円)	54,991	53,589	52,286	54,970
経常利益(百万円)	5,076	3,663	2,751	3,427
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,835	1,272	1,464	1,610
1株当たり当期純利益	49円93銭	34円77銭	40円61銭	44円21銭
総資産(百万円)	56,376	57,989	61,322	59,810
純資産(百万円)	37,663	37,939	41,963	41,496
1株当たり純資産額	984円91銭	992円03銭	1,094円70銭	1,094円22銭

- (注) 1. 第54期における売上高の減少の主たる要因は、国内外のカーナビゲーション用データの販売が減少したことに加え、子会社の事業再編などによるものであります。
2. 第55期における売上高の減少の主たる要因は、スマートフォン向けサービスの売上が減少したことなどによるものであります。
3. 第56期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1)企業集団の事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
4. 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況

項 目	第53期	第54期	第55期	第56期 (当事業年度)
	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
売上高(百万円)	37,856	36,286	35,423	36,978
経常利益(百万円)	3,182	2,462	1,551	3,307
当期純利益(百万円)	721	1,355	679	2,204
1株当たり当期純利益	19円64銭	37円05銭	18円84銭	60円51銭
総資産(百万円)	43,649	44,809	45,775	46,703
純資産(百万円)	30,926	30,683	31,860	33,983
1株当たり純資産額	846円25銭	850円80銭	883円46銭	926円30銭

- (注) 1. 第54期における売上高の減少の主たる要因は、国内外のカーナビゲーション用データの販売などが減少したことによるものであります。
2. 第55期における売上高の減少の主たる要因は、スマートフォン向けサービスの売上などが減少したことによるものであります。
3. 第56期(当事業年度)における売上高の増加の主たる要因は、住宅地図データベースを活用したGIS関連の売上などが増加したことによるものであります。

#### (4) 企業集団の対処すべき課題

(2015年度-2019年度ゼンリングループ中長期経営計画)

ゼンリングループは経営ビジョンである「情報を地図化する世界一の企業」を実現するために、2015年度から2019年度までの5ヵ年の中長期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2020（以下、ZGP2020）」（2016年3月期～2020年3月期）を策定し、推進しております。2015年5月8日に公表した内容は、次のとおりであります。

ZGP2020では位置情報サービスの拡充、防災・減災に対する意識の高まり、安全運転支援など、多様化する地図情報の用途に対し、情報の差別化とコストリーダーシップを実現することで「日本の地図をすべてゼンリン基盤とする」ことを目指します。

(ZGP2020のテーマ)

「日本の地図をすべてゼンリン基盤へ」

(基本構成)

ZGP2020ではニーズに対応したサービスの提供にとどまらず、地図情報の新たな利用価値創造を目指し、「モノ」から「コト」への転換を軸として、3つの基本構成を掲げて取り組んでまいります。

- I. 「利用シーン」を創造した用途開発による収益拡大
- II. 「QCDDS」（※）を追求した時空間情報システムの安定運用
- III. 「生産性改革」の実現による固定費率の低減

(※) QCDDS：Quality（品質）、Cost（価格）、Delivery（納期）、Diversity（多様性）、Scalability（拡張性）

(資本政策に関する基本方針)

ゼンリングループは持続的な企業価値向上を目指し、資本効率及び財務健全性のバランスを考慮しつつも、収益基盤である地図データベース整備やビジネス開発に注力することで、営業利益率を高めることを優先課題として、自己資本当期純利益率（ROE）の改善に取り組んでまいります。

2017年度（2018年3月期）までは地図データベースの先行整備やビジネス開発が続くことからROE 8%を目標とし、2019年度（2020年3月期）においてはROE12%以上を目指してまいります。

(5) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題と位置付け、持続的な企業価値の向上に取り組みとともに、連結ベースでの中長期経営計画における利益成長に基づいた、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針とし、配当金は現状レベルを維持しつつ、連結株主資本配当率 (DOE) (※) 3%以上を目標といたします。

また、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とした自己株式の取得等も引き続き検討し、適正な内部留保を考慮しつつ連結ベースの利益水準に応じた利益還元を行ってまいります。

内部留保につきましては、市場の急速な動きに対応するために、今後の事業展開に不可欠な設備投資や研究開発投資等に充当してまいります。

(※) 連結株主資本配当率 (DOE) = 配当総額 ÷ 株主資本  
株主資本は資本金、資本剰余金、利益剰余金の合計から自己株式の額を控除したものであります。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント (平成28年3月31日現在)

事業セグメント	事業内容
地図データベース 関連事業	・住宅地図帳及び応用地図の製造・販売 ・住宅地図データベース及びカーナビゲーション用データの製造・販売 ・インターネットサービス向け地図データの製造・販売 ・スマートフォン向けサービスの提供
一般印刷関連事業	・一般印刷物の製造・販売
その他	・仕入商品の販売 ・ダイレクトメール発送代行サービスの提供 ・インシップ (同封・同梱) 広告サービスの提供

## (7) 企業集団の主要拠点等（平成28年3月31日現在）

&lt;国内拠点&gt;

会社名・拠点名		所在地	事業セグメント	摘要
当社	本 社 （ 本 店 ）	福岡県北九州市	—	—
	東 京 本 社	東京都千代田区		
	北海道エリア統括部	北海道札幌市		
	東北第一エリア統括部	宮城県仙台市		
	東北第二エリア統括部	岩手県盛岡市		
	新潟・長野エリア統括部	長野県長野市		
	関東エリア統括部	埼玉県さいたま市		
	東京エリア統括部	東京都千代田区		
	千葉・茨城エリア統括部	千葉県千葉市		
	神奈川・静岡エリア統括部	神奈川県横浜市		
	中部エリア統括部	愛知県名古屋市		
	関西第一エリア統括部	大阪府大阪市		
	関西第二エリア統括部	兵庫県神戸市		
	中国エリア統括部	広島県広島市		
	四国エリア統括部	香川県高松市		
	九州第一エリア統括部	福岡県福岡市		
	九州第二エリア統括部	熊本県熊本市		
	G I S パートナー統括部	東京都千代田区		
	他 49 営業所			
	D B 制 作 本 部	福岡県北九州市		
商 品 制 作 本 部				
開 発 本 部				
(株)ゼンリンプリンテックス	福岡県北九州市	地図データベース関連事業 一般印刷関連事業	営業拠点 生産拠点	
(株)ダイケイ	大阪府大阪市	地図データベース関連事業	生産拠点	
(株)ジオ技術研究所	福岡県福岡市	地図データベース関連事業	生産拠点	
(株)ゼンリンインターマップ	沖縄県那覇市	地図データベース関連事業	営業拠点 生産拠点	
(株)ゼンリンプラスワン	東京都千代田区	地図データベース関連事業	生産拠点	
(株)ゼンリンビズネクサス	東京都千代田区	その他	営業拠点	
(株)ゼンリンデータコム	東京都港区	地図データベース関連事業 その他	営業拠点 生産拠点	
(株)Will Smart	東京都港区	その他	営業拠点 生産拠点	

<海外拠点>

会社名・拠点名		所在地	事業セグメント	摘要
当社	台北支店	台湾 台北市	地図データベース関連事業	営業拠点
	インド支店	インド グルガオン市		
ZENRIN USA,INC.		アメリカ サンプルーノ市	地図データベース関連事業	営業拠点
ZENRIN EUROPE GmbH		ドイツ デュッセルドルフ市	地図データベース関連事業	営業拠点
上海大計数据处理公司		中国 上海市	地図データベース関連事業	生産拠点
INFOTRACK TELEMATICS PTE.LTD.		シンガポール	地図データベース関連事業	営業拠点
INFOTRACK TELEMATICS PRIVATE LIMITED		インド バンガロール市	地図データベース関連事業	営業拠点

(8) 企業集団の従業員の状況（平成28年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数（人）
地図データベース関連事業	2,584 [ 795]
一般印刷関連事業	211 [ 31]
その他の	43 [ 1]
全社（共通）	172 [ 6]
合計	3,010 [ 833]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、正社員以外の雇用者数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 正社員以外の雇用者には、準社員、嘱託契約の従業員及びパートを含み、派遣社員は除いております。

## (9) 重要な子会社及び関連会社の状況 (平成28年3月31日現在)

## ① 重要な子会社の状況

名 称	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業の内容
(株)ゼンリンプリンテックス	92	100.0	地図データベース関連事業 一般印刷関連事業
(株) ダ イ ケ イ	100	100.0	地図データベース関連事業
(株) ジ オ 技 術 研 究 所	200	100.0	地図データベース関連事業
(株)ゼンリンインターマップ	60	100.0	地図データベース関連事業
(株)ゼンリンプラスワン	9	100.0	地図データベース関連事業
(株)ゼンリンビズネクサス	100	100.0	その他
(株)ゼンリンデータコム	2,283	79.9	地図データベース関連事業 その他
(株) W i l l S m a r t	186	91.2 (56.2)	その他
ZENRIN USA,INC.	1,380千USD	100.0	地図データベース関連事業
ZENRIN EUROPE GmbH	150千EUR	100.0	地図データベース関連事業
上海大計数据处理公司	500	100.0 (100.0)	地図データベース関連事業
INFOTRACK TELEMATICS PTE.LTD.	4,167千SGD	63.1 (63.1)	地図データベース関連事業
INFOTRACK TELEMATICS PRIVATE LIMITED	23百万INR	100.0 (100.0)	地図データベース関連事業

- (注) 1. 議決権比率欄の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
3. 当社は、平成28年4月1日に(株)ゼンリンジオインテリジェンス(旧(株)JPSマーケティング)の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。  
4. 連結子会社であった大計数据处理(深圳)有限公司は、平成25年8月27日開催の董事会において解散決議を行い、当連結会計年度に清算いたしました。

② 重要な関連会社の状況

名 称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業の内容
C.E.Info Systems Private Limited	1,327百万INR	18.0	地図データベース関連事業

- (注) 1. 持分は100分の20未満ですが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。
2. 当連結会計年度における同社の第三者割当増資の実施により、当社の議決権比率は低下する一方、同社の純資産の増加により当社の持分額は増加しております。

(10) 企業集団の主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,388
(株) 福 岡 銀 行	523
(株) 三 井 住 友 銀 行	483
(株) 北 九 州 銀 行	353
(株) 十 八 銀 行	300

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 134,000,000株  
 (注) 当社が発行することのできる各種の株式の総数は、それぞれ普通株式 134,000,000株、第1種優先株式 67,000,000株であります。
- (2) 発行済株式の総数 38,200,910株  
 (注) 当社定款に第1種優先株式を発行することができる旨規定しておりますが、発行した第1種優先株式はありません。
- (3) 株主数 11,104名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 ( 千 株 )	持 株 比 率 ( % )
(有)サンワ	3,514	9.57
トヨタ自動車(株)	2,848	7.76
(株)西日本シティ銀行	1,800	4.90
ゼンリン従業員持株会	1,791	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	1,717	4.68
ジ・イー・ピー・エル・カンパニー・オブ・ハイマーズ・ジャスティック・レンディング・アカウント	1,539	4.19
大迫ホールディングス(株)	1,263	3.44
大迫 キミ子	900	2.45
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	876	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	737	2.01

- (注) 1. 当社は自己株式（1,513,856株）を所有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. キャピタル・インターナショナル・リミテッド及びその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル・インク、キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル、並びにキャピタル・インターナショナル(株)から平成26年10月7日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の写しの内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	471	1.23
キャピタル・インターナショナル・インク	332	0.87
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・ アール・エル	74	0.20
キャピタル・インターナショナル(株)	1,686	4.41
合計	2,564	6.71

#### (5) その他株式に関する重要な事項

##### 自己株式の処分

① (株)カカクコムとの安定した信頼関係の構築と両社の企業価値向上のため、平成27年5月13日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行っております。

1. 処分期日 平成27年5月29日
2. 処分株式数 普通株式 183,300株
3. 処分価額 1株につき 1,636円
4. 処分価額の総額 299,878,800円
5. 処分先 (株)カカクコム

② 当社グループ体制強化のため、(株)リクルートホールディングスが保有する当社連結子会社である(株)ゼンリンデータコムの株式を取得する対価の一部として、平成27年5月28日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行っております。

1. 処分期日 平成27年6月15日
2. 処分株式数 普通株式 152,900株
3. 処分価額 1株につき 1,602円
4. 処分価額の総額 244,945,800円
5. 処分先 (株)リクルートホールディングス

③ 当社グループ体制強化のため、大日本印刷(株)及び(株)博報堂が保有する当社連結子会社である(株)ゼンリンデータコムの株式を取得する対価として、平成27年11月25日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行っております。

1. 処分期日 平成27年12月11日
2. 処分株式数 普通株式 288,800株
3. 処分価額 1株につき 2,288円
4. 処分価額の総額 660,774,400円
5. 処分先 大日本印刷(株) 190,900株  
(株)博報堂 97,900株

### 3. 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	大 迫 正 男	
代 表 取 締 役 社 長	高 山 善 司	
代 表 取 締 役 副 社 長	網 田 純 也	
常 務 取 締 役	柏 木 順	社長室長
取 締 役	大 迫 益 男	(株)ゼンリンプリンテックス取締役会長
取 締 役	清 水 辰 彦	(株)ゼンリンデータコム代表取締役社長
取 締 役	塩 次 喜代明	福岡女子大学国際文理学部特命教授
監 査 役（常勤）	稲 葉 和 彦	
監 査 役	辻 孝 浩	辻会計事務所 公認会計士・税理士
監 査 役	磯 田 直 也	ユアサハラ法律特許事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役塩次喜代明は、社外取締役であります。  
 2. 監査役辻孝浩及び磯田直也は、社外監査役であります。  
 3. 社外取締役1名及び社外監査役2名の兼職先と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
 4. 当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。  
 5. 監査役稲葉和彦は、当社において長年にわたり経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役辻孝浩は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 7. 平成28年4月1日付取締役の地位・担当等の異動

氏 名	変 更 後	変 更 前
高 山 善 司	代表取締役社長兼総合企画室長	代表取締役社長

8. 当社は執行役員制度を導入しております。平成28年4月1日現在の執行役員の氏名等は、次のとおりであります。

氏 名	役 職 及 び 担 当
山 本 勝	上席執行役員第一事業本部長
藤 沢 秀 幸	上席執行役員第二事業本部長
鶴 岡 直 樹	執行役員総務・人事本部長
松 尾 正 実	執行役員コーポレート本部長
松 山 稔	執行役員事業企画本部長
仲 道 辰 郎	執行役員サーベイ本部長
宮 園 賢 司	執行役員DB制作本部長
二 又 博 之	執行役員商品制作本部長
庄 司 通	執行役員開発本部長

上記には、取締役兼務者を含めておりません。

(2) 役員報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1)	197百万円 (3)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	25百万円 (9)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4)	222百万円 (13)

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役 500百万円 (平成2年6月23日 第30回定時株主総会決議)

監査役 100百万円 (平成18年6月23日 第46回定時株主総会決議)

2. 上記には、取締役4名に対する当事業年度に係る役員賞与59百万円を含めております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
塩次 喜代明 (社外取締役)	平成26年6月 から現在まで	当事業年度開催の取締役会 16回のうち16回に出席して おります。	主に経営学の幅広い知識と専 門的見地から必要に応じ発言 を行っております。
辻 孝浩 (社外監査役)	平成25年6月 から現在まで	当事業年度開催の取締役会 16回のうち16回に、監査役 会14回のうち14回に出席し ております。	主に公認会計士及び税理士と しての専門的見地から必要に 応じ発言を行っております。
磯田 直也 (社外監査役)	平成27年6月 から現在まで	監査役就任後に開催された 当事業年度開催の取締役会 12回のうち12回に、監査役 会9回のうち9回に出席し ております。	主に弁護士としての専門的見 地から必要に応じ発言を行っ ております。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づく取締役会の書面決議を1回行っております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、平成18年6月23日開催の定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

##### (社外取締役の責任限定契約の概要)

社外取締役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

##### (社外監査役の責任限定契約の概要)

社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務・税務デューデリジェンスに係る業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	21,777	I 流動負債	14,363
現金及び預金	5,105	買掛金	2,875
受取手形及び売掛金	12,806	短期借入金	2,154
電子記録債権	68	リース負債	759
有価証券	3	未払費用	3,403
商品及び製品	829	未払法人税等	951
仕掛品	318	繰延税金負債	0
原材料及び貯蔵品	83	役員賞与引当金	111
繰延税金資産	1,543	返品調整引当金	4
その他	1,029	その他	4,102
貸倒引当金	△8		
II 固定資産	38,032	II 固定負債	3,950
1. 有形固定資産	14,753	長期借入金	1,344
建物及び構築物	5,230	リース負債	1,311
機械装置及び運搬具	141	繰延税金負債	102
土地	6,744	役員退職慰労引当金	132
リース資産	2,034	退職給付に係る負債	237
建設仮勘定	11	資産除去債務	36
その他	590	その他	784
2. 無形固定資産	15,226	負債合計	18,314
のれん	860	(純資産の部)	
ソフトウェア	11,657	I 株主資本	39,395
リース資産	34	1. 資本	6,557
その他	2,673	2. 資本剰余金	13,314
3. 投資その他の資産	8,053	3. 利益剰余金	21,537
投資有価証券	3,431	4. 自己株	△2,013
長期貸付金	9	II その他の包括利益累計額	748
退職給付に係る資産	2,657	1. その他有価証券評価差額金	355
繰延税金資産	284	2. 為替換算調整勘定	△26
その他	1,791	3. 退職給付に係る調整累計額	419
貸倒引当金	△120	III 非支配株主持分	1,352
		純資産合計	41,496
資産合計	59,810	負債純資産合計	59,810

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
I	売上高		54,970
II	売上原価		33,092
III	売上総利益		21,877
	販売費及び一般管理費		
	人件費	10,688	
	役員賞与	113	
	退職給付	254	
	貸倒引当金	19	
	その他	7,762	18,839
IV	営業外収益		3,038
	受取配当金	18	
	受取利息	114	
	持分法による投資利益	102	
	不動産賃貸	51	
	その他	158	445
V	営業外費用		
	支払利息	35	
	貸与資産減価償却	7	
	リース解約	10	
	その他	3	56
VI	特別利益		3,427
	固定資産売却益	0	
	投資有価証券売却益	6	
	子会社清算益	16	
	持分変動利益	28	
	その他	3	54
VII	特別損失		
	固定資産除売却損失	217	
	減損	209	
	その他	12	440
	税金等調整前当期純利益		3,042
	法人税、住民税及び事業税	1,363	
	法人税等調整額	61	1,425
	当期純利益		1,616
	非支配株主に帰属する当期純利益		6
	親会社株主に帰属する当期純利益		1,610

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,557	13,111	21,068	△2,842	37,894	478	183	921	1,583	2,484	41,963
当期変動額											
剰余金の配当			△1,141		△1,141						△1,141
親会社株主に帰 属する当期純利 益			1,610		1,610						1,610
自己株式の取得				△2	△2						△2
自己株式の処分		374		831	1,205						1,205
非支配株主との 取引に係る親会 社の持分変動		△171			△171						△171
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)						△122	△210	△501	△835	△1,132	△1,967
当期変動額合計	－	202	469	828	1,500	△122	△210	△501	△835	△1,132	△467
当期末残高	6,557	13,314	21,537	△2,013	39,395	355	△26	419	748	1,352	41,496

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) I 流動資産 現金及び預金 受取手形 売掛金 有価証券 商品及び製品 仕掛品 材料及び貯蔵品 前払費用 繰延税金資産 その他 貸倒引当金	13,536 1,902 59 8,779 3 816 150 38 326 1,291 177 △9	(負債の部) I 流動負債 買掛金 短期借入金 未払金 未払法人税等 前払金 預り金 役員賞与 その他 II 固定負債 長期借入金 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 その他 負債合計	10,176 1,792 1,380 378 656 2,869 664 1,749 66 59 558 2,544 1,344 423 38 55 681 12,720
II 固定資産 1. 有形固定資産 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定 2. 無形固定資産 ソフトウェア その他 3. 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株 関係会社出資 長期貸付金 繰延税金資産 その他 貸倒引当金	33,166 9,181 3,943 78 15 8 458 3,921 749 6 9,888 8,142 1,745 14,096 2,759 8,046 140 6 235 2,999 △91	(純資産の部) I 株主資本 1. 資本金 2. 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 3. 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金 別途積立金 繰越利益剰余金 4. 自己株式 II 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 純資産合計 負債純資産合計	33,673 6,557 13,485 13,111 374 15,643 485 15,158 46 10,000 5,111 △2,013 309 309 33,983 46,703
資 産 合 計	46,703	負 債 純 資 産 合 計	46,703

## 損 益 計 算 書

(平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		36,978
II 売 上 原 価		21,895
売 上 総 利 益		15,083
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,164
営 業 利 益		1,918
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,298	
そ の 他	124	1,422
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
そ の 他	19	34
経 常 利 益		3,307
VI 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
そ の 他	6	6
VII 特 別 損 失		
減 損 損 失	44	
そ の 他	209	254
税 引 前 当 期 純 利 益		3,059
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	848	
法 人 税 等 調 整 額	6	854
当 期 純 利 益		2,204

## 株主資本等変動計算書

(平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,557	13,111	－	13,111	485	47	10,000	4,047	14,580
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立						1		△1	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△1		1	－
剰余金の配当								△1,141	△1,141
当期純利益								2,204	2,204
自己株式の取得									
自己株式の処分			374	374					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	374	374	－	△0	－	1,063	1,063
当期末残高	6,557	13,111	374	13,485	485	46	10,000	5,111	15,643

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△2,842	31,407	453	453	31,860
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△1,141			△1,141
当期純利益		2,204			2,204
自己株式の取得	△2	△2			△2
自己株式の処分	831	1,205			1,205
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△143	△143	△143
当期変動額合計	828	2,266	△143	△143	2,122
当期末残高	△2,013	33,673	309	309	33,983

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 ゼンリン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寺 田 篤 芳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 室 井 秀 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼンリンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼンリン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社ゼンリン  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寺 田 篤 芳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 室 井 秀 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼンリンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等に対しその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社 ゼンリン 監査役会

常勤監査役	稲 葉 和 彦	Ⓔ
社外監査役	辻 孝 浩	Ⓔ
社外監査役	磯 田 直 也	Ⓔ

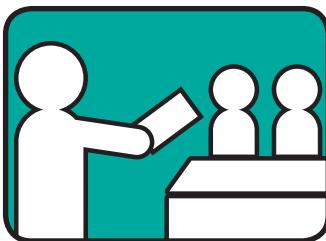
以 上

## 議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法については、次の3つの方法がございます。

### 株主総会ご出席

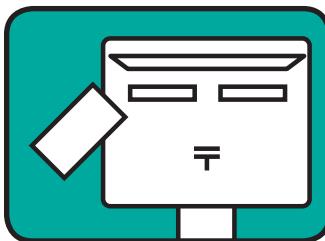


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

平成28年6月17日（金曜日）  
午前10時

### 郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

#### 行使期限

平成28年6月16日（木曜日）  
午後5時30分

### インターネット



当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※次頁参照

#### 行使期限

平成28年6月16日（木曜日）  
午後5時30分

### 【代理人による議決権行使】

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### 【重複行使の取り扱い】

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### (1) 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）

また、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただくことが必要となります。

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。



二次元コード

当社の指定する議決権行使サイト	<a href="http://www.evote.jp/">http://www.evote.jp/</a>
インターネットによる議決権行使期限	平成28年6月16日（木曜日） 午後5時30分

### (2) 利用環境の制限

携帯電話を用いたインターネットにより議決権を行使いただく場合は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ※のサービスがご利用可能であることが必要となります。

なお、上記サービスがご利用可能な場合であっても、株主様のインターネット利用環境、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございます。

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

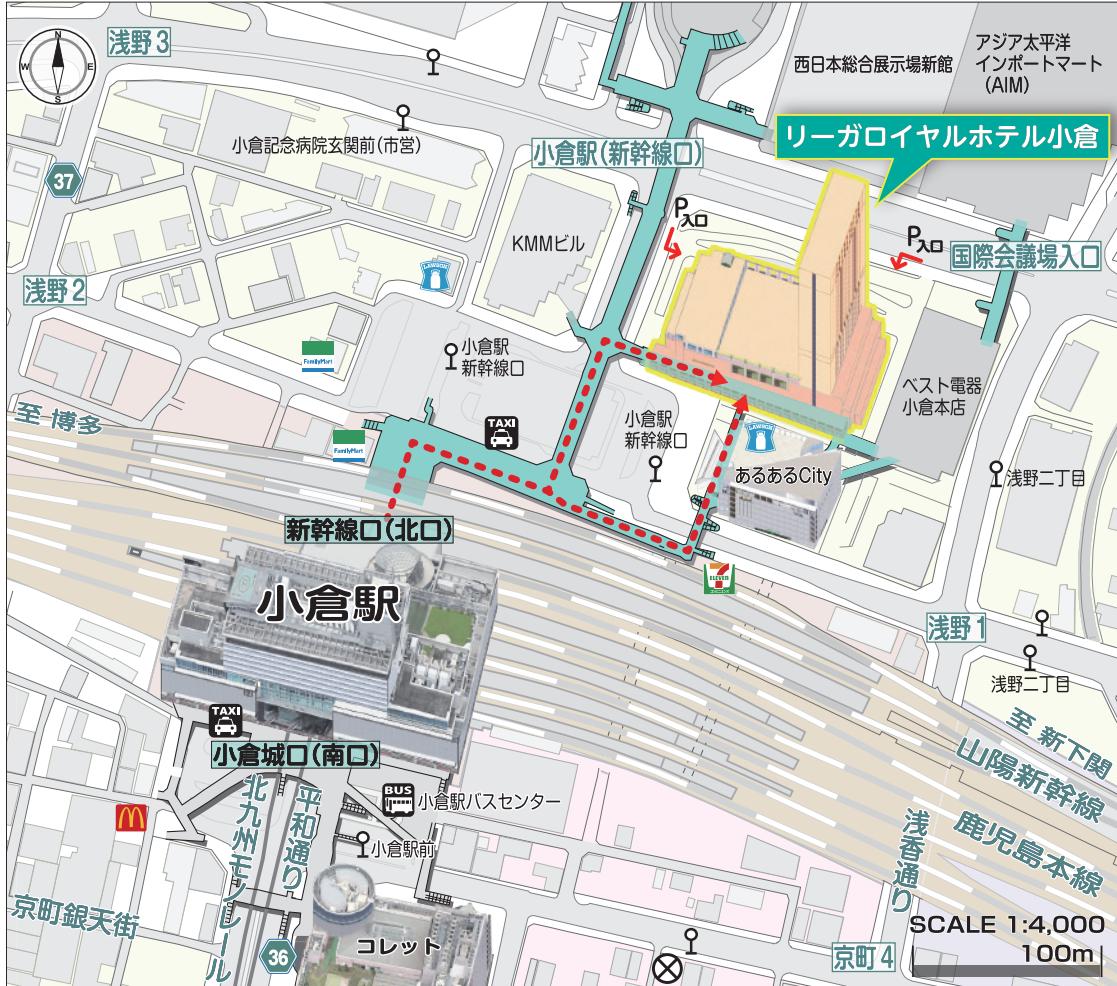
## 《機関投資家の皆様へ》

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 リーガロイヤルホテル小倉 4階 ロイヤルホール  
北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号  
T E L (093) 531-1121



●JR小倉駅新幹線口(北口)より空中回廊で徒歩3分